

## 第6章

# 今後の防衛庁・ 自衛隊のあり方

防衛庁においては、国家安全保障における防衛機能として真に21世紀のわが国に相応しい防衛力の創造を目指すという観点から、将来における防衛力のあり方について、精力的な検討を行っている。

わが国としては、「危機に強い国家」、「国民が安全・安心して暮らせる国家」を目指すとともに、その前提となる国際社会の平和と安定のための責務を果たしていくことが重要である。

本章では、防衛庁で行っている「あり方検討」における主な考慮事項、今後の防衛力のあり方の方向性、今後のスケジュールについて説明する。また、あり方検討の中でも大きな課題となっている「統合運用のあり方」と昨年政府が導入を決定した弾道ミサイル防衛についても併せて説明する。



夜間、故障した国連車両を緊急回収する  
第16次ゴラン高原派遣輸送隊隊員



パトリオットミサイル

崩壊する世界貿易センタービル  
〔AFP=時事〕



イージス艦「みょうこう」



統幕会議の風景

米国海上配備型イージス・システムのミサイル実験  
〔AFP=時事〕

# 第1節 防衛力のあり方

## 1 検討の意義と検討状況

防衛政策は「国を守る」という国家の根本政策であり、その実効性を確保していくためには、防衛力のあり方について、その時々状況に応じて不断に見直しを行うことが必要である。その際、防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表わすものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合、これを排除する機能を有し、このような機能は他のいかなる手段によっても代替し得ない国の安全保障の最終的な担保となっていることを踏まえて、わが国の国益の観点から、安全保障面・防衛面におけるわが国のあるべき姿、それを効果的に実現するための自衛隊の体制改革の方策、日米防衛協力のあり方などを考えることが重要である。

このような考え方の下、防衛庁においては、防衛力のあり方について十分な検討を行うため、01（平成13）年9月、「防衛力の在り方検討会議」を設置して、検討を開始し、国家安全保障における防衛機能として真に21世紀のわが国に相応しい防衛力の創造を目指すという観点から、幅広い問題を取り上げ、新たな発想やアイデアを重視しつつ、庁内における議論を精力的に重ねてきている。

さらに、このような防衛庁における検討状況も踏まえ、政府としても、昨年12月19日に「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」<sup>1</sup>を安全保障会議と閣議で決定し、その中で新たな安全保障環境を踏まえ、「我が国の防衛力の見直し」という項目を設けて、その見直しの方向性を示している<sup>2</sup>。

これに加えて、本年4月、今後のわが国の安全保障と防衛力のあり方に関する政府全体としての取組について、幅広い観点から総合的な検討を行うため、小泉総理の下に安全保障、経済などの有識者から意見を聴取することを目的とした「安全保障と防衛力に関する懇談会」が設置され、活発な議論が行われている。

## 2 検討における主な考慮事項

### 現在の防衛大綱策定後の国際安全保障環境の変化

#### (1) 国際情勢の変化

冷戦終結後10年以上が経過し、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事対峙構造は消滅し、米露両国間において新たな信頼関係が構築されるなど、かつて冷戦時代に想定されたような世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は一層遠のいている。この中で、国家間の相互依存関係は深化・拡大し、安全保障上の問題に関する国際協調・協力の流れは定着してきている。他方、各種の領土問題などは依然存続するとともに、宗教や民族問題などに起因する種々の対立が表面化あるいは先鋭化する傾向にあり、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、独裁政権や国際テロ組織などに蝕まれた国家が崩壊した場合、それを責任のある国家へと再生させることも国際社会の課題となっている。

また、01（平成13）年9月の米国における同時多発テロに見られるとおり、国家間の軍事的対立を中心とする問題だけでなく、大規模なテロ攻撃やこれを引き起こす国際テロ組

1 資料61（p415）参照。

2 本節3（p325）参照。

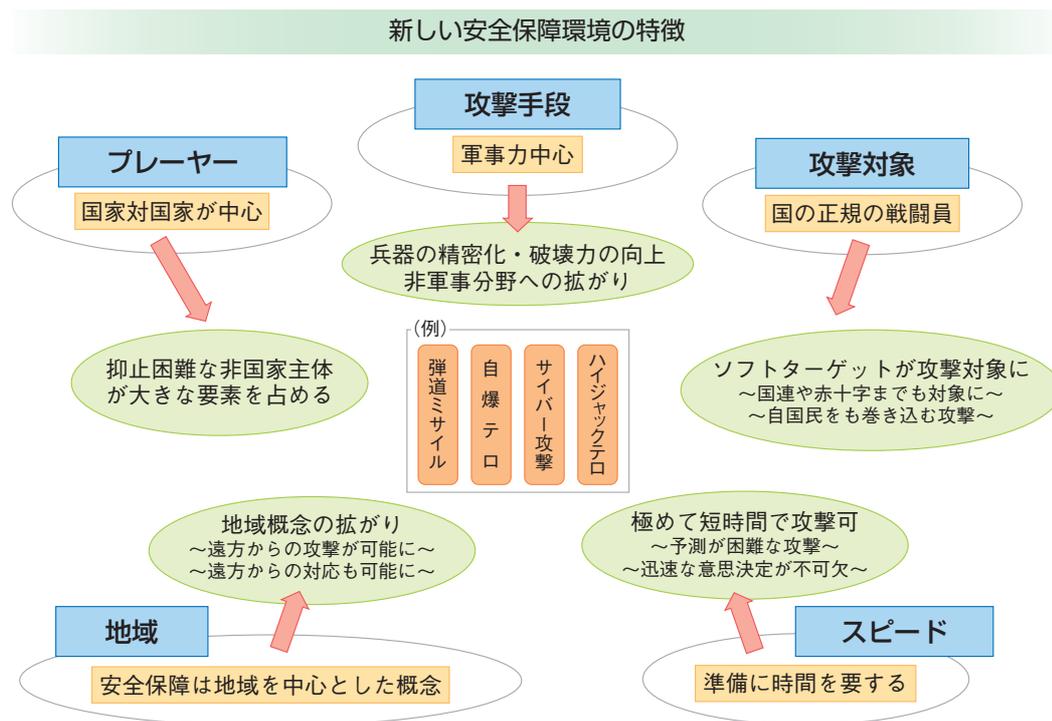
織などの特定困難な非国家主体が安全保障上の重大な脅威として注目されている。大量破壊兵器や弾道ミサイルなどについても、統治面などで問題のある国家への拡散・移転が進んでおり、また、非国家主体が取得、使用するおそれも高まっているなど、国際社会においてその危険が強く懸念されるに至っている<sup>1</sup>。加えて、軍事問題に止まらず、テロ活動、海賊行為、麻薬密輸などのような各種不法行為や緊急事態も安全保障に影響を及ぼしている。

<sup>1</sup> 1章1節2 (p7) 参照。

このような安全保障上の問題は、通信・移動手段などの急速な発達を背景に、瞬く間に国境を越え世界中に広がる可能性を有しており、一国のみでこのような問題を解決することが一層困難となるなど、安全保障問題のグローバル化が進んでいる。

こうした状況の下、国家間紛争の防止のためには、抑止力の維持は引き続き重要であるが、統治面などで問題のある国家や国際テロ組織のように、抑止が機能しにくいものもあり、これらが引き起こす事態は突発的に発生し、その事態生起を事前に察知することも困難であることに十分留意する必要がある。

以上のとおり、今日の安全保障上の問題は、予測困難で複雑かつ多様なものとなってきているのが大きな特徴であり、その適切な対応には軍事力はもとより、その他の施策も含めた総合的な対応が一層必要になると考えられる。



## (2) 国際社会の対応

このような状況から、国際安全保障環境の安定を図ることは、各国にとって共通の利益となっており、安全保障上の問題の解決のため、軍事力のみならず、外交、司法・警察、経済、情報など諸施策の連携の下に総合的に対応を行っている。また、こうした問題の解決は一国のみでは困難になっていることから、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間の安保対話・協力の拡大や国際連合の役割の充実に向けた努力を行うなど、国際関係の一層の安定化を図るための幅広い努力を行っている。

こうした中で、唯一の超大国となった米国はその圧倒的な軍事力などの国力を背景として、テロとの闘いや大量破壊兵器などの拡散といった問題への対応のため、国際協調を考

慮しつつ、世界的規模で各種活動を行っており、これらの活動の内容によっては、従来の同盟関係とは異なる有志連合（coalition）という国際的な協力の枠組みが機能する例が見られる。これらの問題を米国のみで解決することは困難であることや国際的な正統性を確保する必要性も高まっていることから、米国も国連をはじめとする国際機関の果たす役割の重要性を認識して、国際機関との協調を図っている。

このような安全保障環境の安定化に向けた動きの中で軍事力の役割は多様化しており、軍事力は脅威や不安定要因に起因する事態の抑止・対処といった従来からの役割に加え、平素から国内外の安全保障環境の安定化のために、積極的に活用されるに至っている。このため、欧米主要国をはじめとして各国においては、冷戦期の厳しい軍事的対峙<sup>たいじ</sup>を前提に構築された従来の軍事力の再編・縮小・合理化を経て、現在及び今後の軍事力が果たすべき役割を念頭に置き、他国と協調しつつ、国内外の安全保障環境の安定化のための各種能力を確保するため、即応性、機動性、柔軟性などを重視した軍事力の変革が行われている。

### (3) わが国周辺地域の情勢など

わが国周辺地域においては、1990年代以降、対立関係にあった二国間関係の正常化、もしくは大幅な改善がなされ、二国間及び多国間の連携・協力関係の充実・強化が図られている。また、わが国のこれまでの着実な防衛努力、わが国の安全及びわが国周辺地域の平和と安定のために日米安保体制の果たす役割、さらには現防衛大綱策定後のわが国周辺地域の軍備動向など、これらの状況を考慮すれば、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している。

一方、わが国周辺地域は民族、宗教、政治体制、経済力などが異なる多様性を有するとともに、複数の主要国が存在し利害が錯綜する複雑な構造にあり、朝鮮半島における緊張など、統一・領土問題や海洋権益をめぐる問題なども存続している。また、多くの国々では、これまでの経済発展を背景に軍事力の近代化を進めている。さらに、一部の地域においては、経済格差の拡大、経済停滞、政府の統治能力低下などにより、国際テロ組織の活動や海賊行為が活発化するおそれがある。これに加え、国際社会全体の問題となっている大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の問題は、この地域の安全保障にとっても深刻な影響を及ぼす問題となっている。

このような中で、1章で述べたとおり、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備及び拡散を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、いわゆる非対称的な軍事力を維持・強化していると考えられ、わが国を含む地域の平和と安定に重大な影響を与える事態も生起させている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、政治的・経済的にもこの地域の大国として着実に成長し続けており、軍事面でも、近年、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向については今後も注目していく必要がある。

## 科学技術の飛躍的進展

情報通信技術の大幅な進歩に伴って軍事科学技術も飛躍的向上を遂げてきている。その中でも米国は、軍事面でも高度なネットワーク化・統合化、無人機（UAV）、偵察衛星などによる情報優越の追求、精密誘導兵器の活用による人的被害の極小化などを図るとともに、ミサイル防衛技術も飛躍的に進歩させている。こうした科学技術の進歩は、戦闘力の飛躍的向上などの軍事力の変革をもたらし、旧来の装備では戦闘に支障が生ずる状況も現出しつつあるが、今後この傾向はますます加速される可能性が高く、そうした科学技術の飛躍的進展は、わが国を含む各国の防衛戦略などにも大きな影響を与え、装備体系などの

見直しを迫るものとなっている。

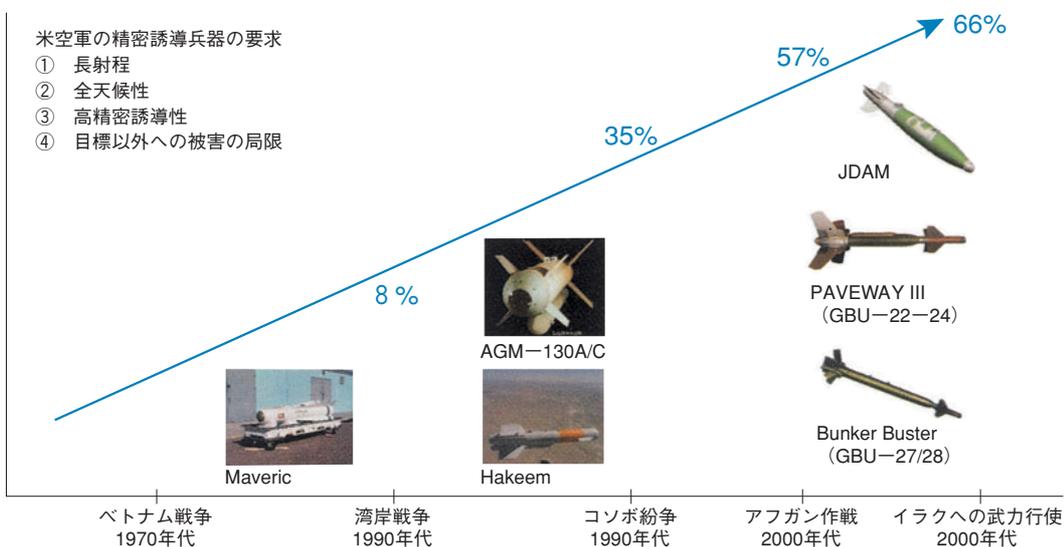
米国を中心とする先進諸国は、引き続き軍事科学技術をさらに高度化させていくものと考えられる。特に米国は、圧倒的な技術力を有しており、他国が追従できないペースでその向上を図るものと考えられる。わが国としても、このような軍事科学技術の格差の拡大にいかに対応していくのかが大きな課題となっている。

軍事における情報・指揮通信能力の向上

- ・各種のセンサーと個々の兵器がネットワークにより接続。
- ・ネットワークより得た情報を共有し、目標を攻撃、ネットワークの重要性が増大。



精密誘導兵器の投入量の変遷



## 日米防衛協力関係の進展

96（同8）年に発表された日米安全保障共同宣言には、日米防衛協力のための指針の見直しや在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢についての協議など、冷戦後における日米間の防衛協力にとっての課題が具体的に記されている。同宣言発表後の8年間において、同指針の見直し、周辺事態安全確保法の策定など、それら課題の多くが実現されてきたが、今後の日米防衛協力のあり方について、この間の国際情勢の変化や軍事科学技術の急速な進展を考慮しつつ、わが国の国益の観点から、主体的に検討していく必要がある<sup>2</sup>。

具体的には、わが国で防衛力のあり方検討が進められている一方、米国では軍の変革（Transformation）やグローバルな軍事態勢の見直しが行われており、昨年11月25日のブッシュ米大統領の声明でも、現在実施中の海外の軍事態勢見直しについて、同盟国などとの協議を強化する旨表明されているが、日米両国間において、各々が実施している様々な取組をより効果的なものとする観点から、現在、実務レベルで緊密な協議を実施している。これらの協議では、02（同14）年12月に発表された日米安全保障協議委員会（SCC）Security Consultative Committee 共同発表で述べられたところに従い、両国の役割と任務、兵力と兵力構成、地域の課題やグローバルな課題への対処における二国間協力、国際的な平和維持活動その他の多数国間の取組への参画、ミサイル防衛についてのさらなる協議と協力、在日米軍の施設・区域にかかわる諸問題解決に向けた進展といった広範な課題が扱われることとなる。わが国としても、これらの課題を含む日米間の協力について検討を進めることは、国際社会の平和と安定のための責任を果たすとの観点からも重要である。

<sup>2</sup> 「日米防衛協力のための指針」には、「日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は適時かつ適切な形でこの指針を見直す」とある（資料28（p382）参照。）。

### 日米安保共同宣言に規定された日米防衛協力に関する課題

分類	具体的課題
日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力	国際情勢とくにアジア太平洋地域に関する情報交換
	情勢の変化に対応した適切な防衛政策についての協議
	在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢についての協議
	「日米防衛協力のための指針」の見直し
	インターオペラビリティの重要性に留意した装備・技術交流の充実
	大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止のための協力
	弾道ミサイル防衛に関する研究における継続的協力
	米軍のプレゼンスと地位に関連する諸問題への対応
アジア太平洋地域における日米協力	SACO関連作業を通じた在沖米軍施設の整理・統合・縮小
	中国が肯定的かつ建設的役割を果たすための中国との協力
	ロシアにおける改革プロセスの促進
	朝鮮半島の安定維持を目的とした韓国との協力
地球的規模での協力	ARF等の多数国間地域安保枠組みの発展に向けた他国との協力
	PKO等を通じた国際連合その他の国際機関の支援のための協力
	包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進
	大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含む、軍備管理及び軍縮等の問題についての協力

## わが国の特性

わが国は、ユーラシア大陸の大国と近接しており、ユーラシア大陸東北部から太平洋への海上交通路の出口を扼する戦略上の要衝に位置している。また、細長い弧状の列島で、長大な海岸線と本土から遠く離れた多くの島嶼を有しており、このような中で、狭隘な国土に多数の人口を抱えるとともに、特に都市部に産業・人口が集中し、経済の発展に不可欠である重要施設が沿岸部に多数存在するなど、地勢面において安全保障上、特に配慮

すべき脆弱性を抱えている。

また、市場主義、自由貿易体制などの経済システムに基盤を置くわが国の持続的な社会経済及び国民生活の安定、発展のためには、国際的な安全保障環境の安定が不可欠である。とりわけ、わが国は自国の生存に不可欠な物資の多くを海外に依存するとともに、そのほとんどを海上輸送に依存していることから、資源を産出する地域の安定化、海上交通の安全確保及び海洋の安定的利用はわが国にとって極めて重要である。近年の国家間の相互依存関係の深化・拡大によって、その重要性は一層増大しており、特に経済的な結びつきが深くわが国への海上交通路にもなっている中東から東アジアに至る地域の平和と安定は、わが国の社会経済及び国民生活の持続的安定と発展に直結する重要性を有している。

### 防衛庁・自衛隊を取り巻く国内環境

近年、各種不法行為や緊急事態への対応、さらには国際的な活動など自衛隊に求められる任務は多様化し、拡大するとともに、武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備など、緊急事態への対処に関する制度の整備が進められている。また、各種事態の対応などを通じて、警察機関などの関係機関や地域との連携が強化されてきている。

一方、防衛庁・自衛隊を取り巻く環境は、厳しい経済財政事情、自衛官の採用に適した若年人口の減少傾向など全般的に厳しく、このような状況の下で、国内外の安全保障環境の安定化のため、いかにその役割を果たすかということがより問われるようになってきている。

以上のような考慮すべき事項を十分に踏まえ、わが国として安全保障上の問題への対応に万全を期す必要がある。

## 3 今後の防衛力のあり方の方向性

### わが国の防衛力の見直し

昨年の防衛白書においては、「今後の防衛力の役割とそのあり方」として、「『新たな脅威』や多様な事態への対応」、「国際的な安全保障環境の安定化などのための積極的・能動的な取組」、「国家の存立を脅かす本格的な侵略事態への備え」の3点を重視して、真に実効性のある防衛力を追求することが必要であるといった防衛庁における検討状況を説明した<sup>1</sup>。

政府は、こうした検討状況も勘案しつつ、2で述べた安全保障環境の変化などを踏まえ、昨年12月19日、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議と閣議で決定し、この中の「我が国の防衛力の見直し」において、防衛力全般の見直しを行うこととし、その方向性を示している。これは、新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築するに当たり、上記の重視事項に加えて、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小などを図ることやこれらを踏まえた自衛隊の新たな体制への転換に当たっての考え方を述べているものである。

#### (1) わが国を取り巻く安全保障環境

2で述べた安全保障環境の変化などを踏まえ、「我が国の防衛力の見直し」では、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織などの活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威など」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題とな

<sup>1</sup> 平成15年版防衛白書6章1節3（p300）参照。  
(<http://www.jda.go.jp/library/wp/15/2003/index.html>)

っているとの認識を示しているところである。

## (2) 防衛力の見直しの基本的方向性

### ① 安全保障関連諸施策の有機的な連携

わが国の安全保障の目的は、わが国の平和と独立の確保、さらにはその社会経済と国民生活の安定を維持、発展させることである。すなわち、新たな安全保障環境の下、わが国として、新たな脅威などを含む安全保障上の問題に的確に対応し、危機に強く、国民が安全に安心して暮らせる国家を実現する必要がある。

また、国際社会における協調・協力を重視する動きが定着していることや国際社会におけるわが国の立場に相応しい役割を果たして国際社会から信頼される国家を実現することも踏まえ、わが国の平和と独立の前提となる国際社会の平和と安定のため、わが国として主体的・積極的に取り組む必要がある。

その際、今日の安全保障上の問題が予測困難で複雑かつ多様であるため、政府として、日米安保体制を基調とする米国との協力、関係諸国や国連をはじめとする国際機関などとの協力を図りつつ、平素からの外交努力の推進や防衛力の効果的な運用に加え、司法・警察、経済、情報などの安全保障関連諸施策の有機的な連携による迅速かつ確かな対応を行うことが重要である。

以上の点を踏まえ、「我が国の防衛力の見直し」では、新たな安全保障環境を踏まえ、わが国及び国際社会の平和と安定のため、日米安保体制を堅持しつつ、外交努力の推進と防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要があるとしている。

### ② 防衛力全般の見直しにおける重視事項

今後の防衛力については、新たな安全保障環境や①の考え方を踏まえれば、存在することによって脅威に対する抑止効果を果たすことを中心とするだけでなく、事態などの性質に応じて、多様な段階・局面において適切に役割を果たし、機能することが求められている。すなわち、わが国の平和と安全の確保に万全を期すとともに、その前提となる国際社会の平和と安定のため、国内外の安全保障環境に対して実効的に対応し得る能力を保持し、能動的に働きかけることが重要であり、「より機能する自衛隊」への転換が求められている。

このような点を踏まえ、「我が国の防衛力の見直し」では、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安保体制を基調とする米国との協力関係の充実、周辺諸国をはじめとする関係諸国と国際機関などとの協力の推進を図りつつ、新たな脅威などに対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、わが国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行うこととしている。その際、このような考え方に基づき必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態に配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小などを図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築することとしている。

なお、以上の閣議決定の内容を踏まえ、現在、防衛庁として念頭に置いている具体的な方向性は、以下のとおりである。

- 新たな脅威などへの実効的な対応として、大量破壊兵器や弾道ミサイルによる攻撃、テロ攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略、サイバー攻撃、テロ活動や

作員・工作船活動などをはじめとする各種の不法行動、大規模・特殊災害事態をはじめとするわが国の平和と安全に重大な影響を与える新たな脅威及び多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があり、こうした事態などに的確に対応するため、即応性や機動性をより一層向上させるとともに、柔軟性も高めることにより、実効的に対応する能力を保有する。これによって、極力、事態発生 of 未然防止に努めるとともに、事態が発生した場合には迅速かつ効果的に対処する。

- わが国を含む国際社会の平和と安定のための活動への主体的・積極的な取組として、国連平和維持活動、国際的なテロリズムの防止と根絶に向けた国際社会の取組への協力、国際的な人道復興支援、大量破壊兵器などの拡散防止といったわが国を含む国際社会の平和と安定のための活動について、国連をはじめとする国際的な協調体制の下、必要とされる地域に部隊などを迅速に派遣し、継続的に活動を行い得るよう、即応性、機動性、柔軟性などを確保する。これらを含め、各種の活動を実効的に実施する能力を保有し、自衛隊の自己完結性を活かし、わが国の国益や特性を踏まえ、当該活動に主体的・積極的に取り組む。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、関係機関と連携しつつ、国際的な安全保障環境の安定化に努める。

- 本格的な侵略事態への配意として、見通し得る将来において、わが国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低下していると判断される一方、防衛力の整備が一朝一夕になし得ないものであることにかんがみ<sup>2</sup>、周辺諸国の軍備動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、将来の予測し難い状況変化へ備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分を保有するとともに、これによって防衛意思を明示することにより、日米安保体制と相まって、侵略を未然防止する。

<sup>2</sup> 艦艇・航空機などの装備の製造には長期間を有するものが多く、製造の後も、継続的に要員を教育訓練して、実際に対応できるようにする必要があるなど、その整備は一朝一夕にはできないことに留意する必要がある。

- 以上、新たな脅威などへの実効的な対応、わが国を含む国際社会の平和と安定のための活動への主体的・積極的な取組に必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い、適切に規模の縮小や装備、部隊の効率的な保持による規模の変更を図るものとする。

### ③自衛隊の新たな体制への転換の考え方

「我が国の防衛力の見直し」では、②の基本的方向性を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備などの抜本的な見直し、効率化を図ることとしている。こうした基本的な考えの下、

- ア 現在の組織を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構などを設ける<sup>3</sup>、
- イ 陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊について、新たな脅威などに、より実効的に対処し得るよう新たな編成などの考え方を構築する、
- ウ 国際社会の平和と安定のための活動を実効的に実施し得るよう所要の機能、組織及び装備を整備する、
- エ 将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基

<sup>3</sup> 本章2節（p330）参照。

盤的な部分は確保しつつも、わが国周辺地域の状況などを考慮して、各自衛隊の整備構想の転換や装備の適切な規模の縮小などを行うこととしている。

従来、陸・海・空自衛隊は、本格的な侵略事態への対処を念頭にそれぞれ機甲部隊侵攻への対処（対機甲戦）、潜水艦への対処（対潜戦）、航空侵攻への対処（対航空侵攻）を特に重視して防衛力を整備してきたが、抑止力の維持の必要性や将来の予測し難い情勢変化に備えるため、その最も基盤的な部分は確保しつつも、各自衛隊の体制については、情勢の変化への対応と質的向上を適切に図っていくことが必要である。弾道ミサイル攻撃、テロ攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、サイバー攻撃をはじめとする新たな脅威などに対応できる体制の整備を図ることがより求められていることから、従来の整備構想を転換し、戦車・火砲、護衛艦・固定翼哨戒機、作戦用航空機などのあり方について見直しを行い適切に規模の縮小などを図り、新たな体制へ転換することとしている。

以上の考え方に基づいて、検討されている新たな自衛隊の体制の一例としては、陸自では、各地域に即応性の高い部隊を適切に配置することや、核・生物・化学兵器などに即応できる部隊を保持すること、さらには、国際活動を実施する上で必要な教育を平素から実施する部隊を保持することなどがある。

海自においては、現在個別部隊ごとに行っている艦艇・航空機の練度管理を一元化することや、護衛艦部隊を現在の固定的な編成から柔軟編成を基本とすること、さらに、固定翼哨戒機については、平時の警戒監視態勢を確保するとともに、多様な事態などに対応し得る態勢に転換することなどにより、任務の拡大・長期化に対応し得る効率的な体制の構築を検討している。

空自においては、航空機のみならず弾道ミサイル・巡航ミサイルなどにも対応できる防空体制を構築することや、作戦用航空機などの効率化を追求しつつ警戒監視能力及び戦闘機部隊の即応性の向上などを図ることにより多様な事態に対応し得る体制の構築を検討している。

また、国際活動に積極的に対応できるような輸送・補給力を確保し得る体制の構築を検討している。

### 自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付け

湾岸戦争後、掃海艇部隊をペルシャ湾に派遣して以来、カンボジアでの活動をはじめとする国連平和維持活動、テロ対策特措法とイラク人道復興支援特措法に基づく活動など、自衛隊は国際的な活動を的確に実施してきた。そのことは国内のみならず国外においても高く評価されており、自衛隊の国際的な活動に対する期待は高い。また、このような国際社会の平和と安定のための取組に参加することは、わが国の平和と安定につながるものである。このような点を踏まえ、「我が国の防衛力の見直し」では、国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るように、防衛力の見直しを行うこととされている。

現在、このような国際的な活動は自衛隊の本来の任務である侵略への対応などに支障を生じない限度で行う、いわば付随的任務であるとされているが、自衛隊による国際社会の平和と安定のための活動を自衛隊の本来の任務の一つと位置付けるべきではないかとの考え方もあり、昨年12月の閣議決定においては、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けも含む今後の防衛力のあり方を明らかにするため、新たな防衛大綱を策定するとしている。

このため、防衛庁においては、防衛力のあり方検討の中において、自衛隊が国際社会の

平和と安定のための活動を行うために必要な措置について検討するとともに、国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的な取り組みを行うとの観点から、当該活動の自衛隊の任務における位置付けについても検討を行っている。

## 4 今後のスケジュール

以上、これまでの防衛力のあり方検討の状況を紹介してきたが、今後の防衛力の具体的な内容については、「我が国の防衛力の見直し」の示す方向性に基づき、また、「安全保障と防衛力に関する懇談会」の議論を踏まえ、政府として本年中に、新たな防衛大綱を策定するとともに、新たな中期防を策定することとしている。このため、防衛庁としても、これらを踏まえつつ、現在行っている防衛庁内における防衛力のあり方検討を深化、加速化させていくこととしている。

### コラム

### 解説

#### 国連待機制度

「国連待機制度」は、国連が加盟各国から部隊や要員の提供を受けて国連平和維持活動を迅速に組織し、速やかに活動を開始できるよう、あらかじめ国連が加盟国から一定期間内に提供可能な要員の種類、規模などの通報を受けておき、実際に国連平和維持活動を展開しようとする際に、国連はこれに基づき各国に協力を要請するという制度である。ただし、国連からの個別具体的な要請に応え、実際に特定の国連平和維持活動に部隊などを派遣するか否かは、各加盟国自身が判断するものである。94（平成6）年から登録が開始され、昨年7月現在、80か国が本制度に参加している。

02（同14）年12月、福田内閣官房長官の下に設置された「国際平和協力懇談会（座長：明石康元国連事務次長のほか15人の有識者で構成）」によって、「国連PKOの機動的展開を目的とする国連待機制度に関し、少なくともレベル1（一定期間で派遣可能な部隊の種類、要員数、派遣期間などにつき予め意図表明を行うもの）、できればレベル2（上記事項につきより詳細な計画資料を予め提出するもの）への参加を実現する。」との報告書が提出された。

防衛庁は、今後とも国際平和協力業務に積極的に取り組んでいくことは重要であると考えており、本制度への参加の可否については、国際平和協力懇談会報告書の趣旨も考慮しつつ、現在検討を行っている。